

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

**主要な事業活動の前提となる事項等の審査の導入に伴う「有価証券上場規程」
の一部改正等について**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「有価証券上場規程」の一部改正等を行い、平成16年8月2日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、新規上場から間もない企業において、主要業務の遂行に不可欠な行政庁の許認可等の継続に支障を来す要因が発生し、営業活動の大部分が停止するなど、企業の存続に重大な影響が生じる事態となることを防止するため、許認可等をはじめとする新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に支障を来す要因が発生していないこと及びその内容が投資者に対し適切に開示されていることを上場審査の要件とするとともに、新規上場申請者が上場審査に関して提出する書類等の信頼性を高めるため、宣誓書の提出を求めることとするものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

- | | (備 考) |
|---|--|
| 1. 主要な事業活動の前提となる事項の継続性に係る上場審査の導入

新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないことを上場審査項目として設けることとし、新規上場申請者から当該事項に関して記載した書面の提出を求め確認することとする。 | ・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2、株券上場審査基準の取扱い1(2)a(d)等 |
| 2. 主要な事業活動の前提となる事項の継続見込みに係る開示の審査の導入

新規上場申請者の提出する上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものに新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する有効期間、取消事由及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨等が分かりやすく記載されていることを上場審査項目として設けることとする。 | ・ 株券上場審査基準の取扱い1(2)c(a)等 |

3. 宣誓書の提出

- (1) 新規上場申請者が上場申請を行う際に、提出する書類に記載した内容がすべて真実である旨などを記載した当取引所所定の宣誓書の提出を求めることとする。
- (2) 上場会社が当該宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合には上場を廃止することとする。

・有価証券上場規程第3条の2等

・株券上場廃止基準第2条第12号

4. その他

市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定審査及び上場市場の変更審査においても上記1～3と同様の対応を行うなど、所要の規定整備を行う。

以 上